

平成24年度 第2回船橋市防災会議議事録

日時：平成24年8月16日（木） 午後2時00分～午後3時00分

場所：船橋市役所9階 第一会議室

開会（危機管理課課長補佐）

本日は、ご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「平成24年度第2回船橋市防災会議」を開催いたします。

本日は、定数40人中、34名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」に定めるところにより、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は公開しておりますので、傍聴される方は3名でございます。

それでは始めに、船橋市防災会議の会長であります、藤代孝七船橋市長より、ご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

こんにちは。

本日は、大変暑い中、ご出席いただき、大変ありがとうございます。

日頃から、皆様方には防災行政はもとより、市政各般にわたりご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、最近、記録的と言われる集中豪雨が、全国各地で見られます。

お盆の最中に近畿地方を襲いました豪雨は、家屋の浸水被害はもとより、京都では民家が川に流されて2名が行方不明、また、大阪では女性が用水路に流されて亡くなるなど、大きな被害をもたらしました。

特に、先月、九州地方の記録的豪雨の際には、気象庁では初めて災害への危機感を喚起するために、「これまで経験したことのないような大雨」と、かつて使ったことのない表現で発表されました。

この豪雨により、堤防が決壊し、住宅地が冠水、また土砂災害や土石流なども発生し、約24万人に避難指示、少なくとも11万人に及ぶ住民に避難勧告が出されましたが、30人もの尊い命が失われるなど、甚大な被害が発生いたしました。

亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧を心から願うばかりでございます。

自然災害の恐ろしさを改めてまざまざと見せつけられたわけですが、首都直下地震など大規模地震を含め、こうした災害は、いつ私どもの身に降りかかってくるか、わかりません。

集中豪雨や地震そのものを防ぐことはできませんが、被害を最小限に抑え、市民生活への影響を極力及ぼさないようにするためには、日頃から備えることが大切です。

そのためには、市をはじめとした防災関係機関が、普段から連携しながら機能強化

を図り、それぞれの役割を十分に果たさなければなりません。

また、市民の皆さま一人ひとりが、災害に対する備えを心がけ、隣近所で助け合える自主的な協力体制を築いておくことが必要です。

これからも、自助、共助、公助の防災力の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、地域防災計画の改定について、主な見直し点を説明いたします。

前回の防災会議で概要をお示しいたしましたが、見直しにあたっては、東日本大震災で浮き彫りになった課題や教訓を踏まえて、検討を重ねてまいりました。

この地域防災計画が、わかりやすく、実践的かつ効果的なものとするため、皆様方には、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

ご審議のほど、よろしく願いいたしまして、挨拶とさせていただきます

事務局（危機管理課課長補佐）

会議に先立ちまして、委員の方々に異動等がございましたので、新たに委員になられた方を、ご紹介いたします。

船橋市健康福祉局長 姫野泰啓ですが、本日は欠席させていただいております。また、会議の前にお手元にお配りした、資料の確認をさせていただきます。

始めに、会議次第でございます。

次に、資料1としまして、「船橋市地域防災計画改定スケジュール」でございます。

次に、委員名簿。

次に、防災会議条例。

次に、席次表でございます。

最後に、別冊の「船橋市地域防災計画（素案）」でございます。

こちらは、8月8日付で委員の皆様にお送りさせていただいたものでございます。以上ですが、資料に欠落等はございませんでしょうか。

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。なおご発言の際はお手元のマイクのボタンを押していただきますようお願いいたします。

船橋市防災会議運営要領第2条により、会長が議長になることが定められておりますので、ここで会長に議事の進行をお願い致します。それでは市長お願いいたします。

議長（市長）

はい、これより議事に入ります。

本日の議題は、報告事項1件でございます。

それでは「船橋市地域防災計画（素案）」について事務局より説明させます。

事務局（危機管理課長）

危機管理課長の沢村でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが着席してご説明させていただきます。

地域防災計画の主な改正点につきましては、前回の防災会議では項目の概略についてお話をさせていただきました。

今回、素案ができましたので、この冊子をご覧いただきながら、重点項目ごとに改正点を説明させていただきたいと思っております。

なお、説明の際にページを申し上げますが、この冊子は最終的には、加除式になることを予定しております為に、連番のページ表記になっておりません。地震1. 1-1のような表記になっております。多少わかりづらいかもかもしれませんが、各ページの一番下の中央に書かれておりますのが、ページの表記ですのでこれを見て指定のページを開いて頂きたいと思っております。

また、説明を改正点に沿って進めてまいります都合上、開けて頂くページが前後に行ったり来たりして、お手数おかけするかと思っておりますが、ご容赦いただきたいと思います。

では、重点項目の説明に入ります前に、今回の地域防災計画の見直しのポイントということで、3点申し上げます。

1点目は、東日本大震災によってもたらされた甚大な被害から得た教訓を生かして、災害に強いまちづくりを進めていかなければいけないということ。

2点目は、国や県の防災指針や、被害想定の見直しに応じて、防災対策全般について必要な見直しを行うことが求められるということ。

3点目は、市の防災行政の基本計画と位置付けられる、船橋市地域防災計画は、市民にとってより分かりやすく、市職員にとってもより使いやすい計画でなければならないということ。でございます。

これらのポイントに基づいて、今回の素案は作られていますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、まず一つ目の重点項目、地域防災力の向上、についてでございます。地震1. 1-2～12頁までに記載されております。こちらでは、自助、共助の取組みということで、記載されております。まず、自助の取組みとしましては、そちらに書かれている市民の取組みということで、家屋内の家具の転倒防止対策を講じるとか、3日分以上の水、食糧等を備蓄する、或いは、自分の家が安全であれば避難所に避難せずに自宅に留まるといったような、市民としての心構え等について記載しております。

また、地震1. 1-3頁に書かれております、共助の取組みですが、自主防災組織の結成や活動の促進といったことについてふれております。めくって頂いたところにありますように、自主防災組織につきましては、平成32年度に結成率70パーセントを達成するように目標を設けまして、自主防災組織の結成、或いは、活動促進を図ってまいりたいということをお述べております。

また、地震1. 1-5頁に書かれておりますように、自主防災組織のリーダーの育成ということで、地域防災リーダー養成講座等について記載しております。

更に、地震1. 1-9頁以降に書かれておりますが、防災訓練の関連になりますが、総合防災訓練をはじめ、職員が参集する訓練、或いは無線の通信訓練の他に、地震1. 1-11(5)にありますように、中学生の防災学習を取り上げております。中学生は平日の昼間に大規模災害が発生した場合に、地域における防災活動の担い手として、非常に期待できるというところで、中学生に対する防災学習ということで取組みを強化しております。また、市民の出前講座、或いは避難所運営訓練など、防災訓練や防災啓発の充実を図ったというところが、地域防災力の向上について述べているところでございます。

続きまして、重点項目の2番目といたしまして、防災体制の整備、に触れたいと思います。

地震2. 1-5頁をお開きください。夜間、休日等の体制というところですが、こちらでは、夜間休日の非常参集の体制について触れております。市域内において、震度5強以上の揺れが発生した場合、或いは津波警報が発令した時、又は本部長が必要と認めた場合については、全職員が非常参集職員として、あらかじめ指定された場所に参集し応急対策業務にあたるということにいたしております。非常参集から除外されるという考え方を今回無くしまして、全ての職員は、非常参集職員であって、その内指名を受けた職員が避難所に非常参集する、特に指名を受けていない職員は、自分の職場に非常参集する、というような体制に今回改めました。これによって、職員の防災意識の向上を、目指したところでございます。

次に、地震2. 1-10頁をお開けください。震度5強以上の地震の発生による、災害対策本部の体制につきましても、非常参集職員と同様に、全職員による体制という形で改めまして、これまでの地域防災計画にありました、第1～第3までの配備体制を廃止いたしました。その代わり職員の休憩の為の交代体制の導入という考えを取り入れたところでございます。

次に、地震2. 1-15～2. 1-23頁にかけては、災害対策本部の体制についての組織について触れております。災害対策本部体制をこれまでの市の組織、部局体制といったことに完全に準拠したのではなく、業務によって、部局を越えて課ごとに連携を図るような班体制にいたしました。また、災害対策本部の事務分掌を、災害発生から3日目までの、救助・救命期と4日目以降の復旧期に分け、人員的に限りのある職員を少しでも効率的に運用できる体制といたしました。

次に、少し飛びますが、地震2. 8-1頁を開けて頂きたいと思います。応急医療救護の関係で災害医療対策本部につきまして、明確で無かった位置付けを今回明確に記載いたしました。災害医療対策本部につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、接骨師会より選出された者により構成される医療体制、ということで表をつけて記載いたしまして、実効性のある災害時の初期医療体制の記載に努めました。

次に、地震2. 14-10～14頁にかけてのところですが、行方不明者の搜索、遺体の収容、安置、埋葬に関するところでございます。こちらでは、行方不明者の搜索、遺体の収容、安置、埋葬体制について、船橋警察署や東警察署等と複数回の協議をさせていただいた上で、安置所となる施設や担当する班を明記いたしました。遺体

の捜索依頼届につきましては、第1生活再建班と第4収容班が行うということで、明記させていただいたと共に、遺体の安置所の開設につきましては、地震2. 14-12頁の上のほうに囲みで書かれております。これは、このあと変更がございます。船橋警察署、船橋東警察署が開設する遺体安置所ということで、運動公園の体育館と看護専門学校体育館ということで、第一、第二順位という順番となっておりますが、こちらにつきましては、船橋警察署がこの順位でこの二カ所という形で遺体安置所として使用します。船橋東警察署につきましては、船橋アリーナのサブアリーナを遺体安置所として開設する予定です。

次に、もどりまして、地震1. 4-2頁をご覧ください。こちらは、津波対策の強化・推進、という項目に入ります。上の方に図がありますが、潮位や海岸保全施設の高さについて図示いたしました。A.Pと書かれていますのが荒川工事基準面で、これを基準にさせて頂いて、朔望平均満潮位というのが、A.P+2.1mで、これが基準となるA.Pから2.1mの高さというのが、新月及び満月の日から五日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値、ということがございます。これから設計潮位、A.P点から5.1mということは、満潮位の平均から3m上のところを、設計の潮位と考えまして、この防潮施設等を設計しているということですが、右側の台形の部分の天端高5.6mのところというのが今現在船橋市沿岸部での防潮堤の一番低い高さが、この5.6mになります。それより高い6.3m、8mにつきましては、水門の高さということになります。これによると、今一番低いところでも5.6mありますので、この間の東日本大震災の津波2.4mと、朔望平均満潮位2.1mを足しても5.6mには満たないということで、内陸に対する影響は無かったという結果が出ているところがございます。

次に、津波対策の強化ということで、地震2. 2-7頁をご覧ください。こちらでは、地震、津波情報の伝達系統ということで、気象庁からの発表が、沿岸地域の住民の皆様が届くまでの、情報の伝達系統について図示をしています。

続いて地震2. 7-6頁をご覧ください。こちらは、津波警報発令時の避難対策ということで、津波警報発令時について、どのような役割分担で、進めていくのか、また、市民の方たちについては、例えば、沿岸部にいる方は強い揺れや、長時間のゆっくりとした地震を感じた時は、警報が鳴る前に、避難を行う体制を整えること。もし、地震を感じ無くても、注意報、警報が発令された時は、速やかに、海岸から離れて、避難することという点に留意していただくようにした部分でございます。

次に、4番目の重点項目といたしまして、安全避難の環境整備、には入ります。地震1. 5-9頁をごらんください。こちらでは、避難所運営体制の整備、ということをお述べています。避難所運営マニュアルの整備、或いは避難所運営における、今回の東日本大震災で指摘されました、避難所の中での女性等に対する配慮といったことについて、記載をいたしました。

次に、地震1. 7-1頁をご覧ください。

こちらでは、備蓄体制の整備、ということで、各家庭や、企業等における3日分以上の食糧や飲料水、生活必需品の備蓄の啓発を図っていくことと、市の備蓄に関する配布基準ですとか、現在の備蓄の達成率を明らかにすることによって、今後の備蓄目

標を明確にしたところがございます。この、地震1. 7-1 頁につきましては、この資料が古いものになっていきますので、数字を少し変えさせていただくことを考えています。この時点で書かれています基準が、家屋の全壊、焼失、半壊により避難する住民の必要数量ということで、食糧については一日に2食の3日分という計算でしておりますが、これについて少し改めまして、配布対象世帯は、住宅が、全壊或いは焼失した世帯ということにいたしまして、一日3食を3日分の食糧と、改めさせていただき予定でございます。また、こちらには、飲料水がございませんが、備蓄していますペットボトルにつきましては、現時点において75,912ℓが備蓄されています。必要数が222,000ℓ、これが、一人3ℓの3日分、避難想定23,000人ということでの計算になりますので、現状の全壊、焼失世帯の対応、或いは帰宅困難者5,000人を加えた28,000人分の対応としては、現在34%のペットボトルが備蓄されているという状況でございます。水につきましては、備蓄品のペットボトル以外の対応もありますので、とりあえず今は、備蓄品に限って申し上げますと、このような状況になっております。

次に、地震2. 6-1 から2. 6-4 頁までをご覧ください。こちらでは、園児、児童、生徒等の安全確保ということで、在校中に災害が発生した場合、或いは、在宅中、下校途中という形に分けて、保護者への確実な引き渡し等についての記載をしたものでございます。

次に地震2. 7-1 9 から22 頁までをご覧ください。こちらは、避難所の運営に関しての記載をしたものでございます。各避難所は市の職員と学校等の施設の教職員だけではなくて、自治会、町会の自主防災組織の代表等が主体となりまして、避難所運営委員会を結成して、避難所の運営に当たるということを行うということ、それから、地震2. 7-2 2 頁の上のほうに書かれていますが、この避難所運営委員会では、在宅で、避難所に避難をしてきていない人に対しても、支援を行うということをも明記させていただいたところがございます。

次に、後ろにとびますが、風水害2. 8-1 頁をご覧ください。第3部第2章になります。こちらのほうに、避難対策ということで、表を掲げていますが、避難勧告等の基準を明示しております。避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階です。避難準備情報については、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるということと、避難行動に時間を要する者に対しては早めのタイミングで、避難行動を開始することを求めるというものでございます。また、避難勧告につきましては、市長村長が、居住者に対して避難のための立ち退きを勧告するというので、居住者が勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為を避難勧告といいます。また、避難指示につきましては、避難勧告と同様に、市長村長が居住者に対し、避難のための立ち退きを指示するというので、避難の必要が目前に切迫している場合に発せられて、勧告よりも拘束力が強く、命令とまでは行かないかもしれませんが、避難指示という強い要請ということになります。以上が安全避難の環境整備についてでございます。

次に、5番目といたしまして、災害時の要援護者対策の推進に関する記載について説明いたします。地震1. 9-1 から1. 9-6 頁までをご覧ください。こちらでは、

在宅の要援護者の支援ということで、地震1. 9－5頁以降になりますが、災害時要援護者台帳、或いは災害時要援護者名簿を作成するということ、取組みとして、記載させて頂いております。この、災害時要援護者台帳につきましては、台帳を該当箇所の避難所となるような全市の小中学校に配置するということに記載しております。各避難所に避難しておられる要援護者の方の支援のために、使われるものでございます。

次に地震2. 7－4から5頁をごらんください。こちらでは、災害時要援護者の避難支援ということで、保健師による避難所と在宅の要援護者への巡回保健活動の実施、或いは福祉避難所への移送についての記載を行っています。また、応急対策編においても、新規に災害時要援護者対策の項を設けまして、避難支援実施方法、安否の確認の方法、福祉避難所の開設の準備について整理させていただいております。

次に、地震1. 2－8頁をご覧ください。こちらでは、市は応急期において、保健活動の現場活動拠点となる施設として、保健活動地区本部を、中央保健センター、東部保健センター、西部保健センター、北部保健センターの4か所に設置するという形で、これまで情報伝達の中央拠点として位置付けていた地区本部や地区連絡所といったものは、廃止いたしまして、このような保健センターを、保健活動の地域本部として拠点に位置付けたところでございます。

次に、地震1. 10－1から1. 10－3頁をご覧ください。こちらは、帰宅困難者対策の推進に関する部分でございます。帰宅困難者発生抑止のために事業者などへの啓発を図るとともに、帰宅困難者対策のために、鉄道事業者の方や、大型商業施設等との連携、或いは検討の場を設置するということで、地震1. 10－2頁の第2に書かれておりますように、船橋駅或いは西船橋駅等の公共交通機関の要衝についてということで、駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設置して、具体的な対応策について協議をおこなっているということで、こちらにつきましては、JR船橋駅、或いは、西船橋駅、周辺の商店会等のご協力を頂きまして、今月30日に協議会を発足させて協議を開始する予定となっております。

次に、地震2. 7－5頁をご覧ください。同じく、帰宅困難者に対する支援といたしまして、千葉県が指定しております、帰宅支援ステーション、こちらは、コンビニエンスストアですとか、ガソリンスタンド等で帰宅困難者の方がトイレを利用させてもらったり、水の提供を受けたりということを行う施設ということで、県のほうで指定をしています。その他に、船橋市独自で協定を結んでおります、「災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結した、駅周辺或いは、14号沿い等のホテル、或いはスポーツジム、食品会社さんもありますが、そのようなところとの協定に基づく帰宅困難者に対する支援の内容についての記載をしているところでございます。具体的な協定先につきましては、このあと出来ます資料編の中に記載していくつもりでございます。

次に、7番目として、受援・応援体制の整備という重点項目について説明させていただきます。地震1. 2－8頁をご覧ください。こちらでは、下のほうの、受援拠点の整備という表になりますが、物資の確保や応援体制の強化のために、自衛隊の応援部隊、或いは警察の広域緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊といった機関につきまし

てそれぞれ活動の拠点となる施設ということで、自衛隊の応援部隊につきましては、運動公園、警察の広域緊急援助隊につきましても運動公園、消防の緊急消防援助隊につきましても、集結と夜営の場所は豊富高校で、夜営のみの場所として運動公園と行田公園にあります行田国家公務員船橋体育センターの跡地を予定しているということで記載を明確にしたところでございます。

次に、地震2. 19-1から3頁をご覧ください。こちらでは市域外への被災地への物資の搬送や職員派遣等の体制、避難者の受け入れについて明記いたしました。地震2. 19-2頁には、消防隊の派遣、医療隊の派遣、援助物資の搬送、或いは職員の派遣等について記載しております。また、地震2. 19-3頁には第3として避難者の受け入れということで、協定に基づくものはもとより、被災地から避難者を受け入れることができるように、避難所として、公民館や体育館などの公共施設を開設するとともに中長期的な避難も視野に入れた、住宅の斡旋、生活資金の貸付、生活用品の調達等の支援も実施していくと記載いたしました。

次に、重点項目の8番目といたしまして、復興計画策定の流れの整理ということでございます。第2部の地震災害対策編におきましては、現行の地域防災計画では、震災応急対策計画と、災害復旧計画の章構成でした。今回は災害予防計画の章の新設をいたしました他に、被害の甚大化や対応の長期化に備えまして震災応急対策計画と災害復旧・復興計画の章の構成と改めました。そして、地震3. 1-1頁をお開け下さい。

今ご説明いたしました、第3章、災害復旧・復興計画の章の中で、地震3. 1-2頁にございますように激甚災害指定の手続き、或いは3. 2-1頁のところがございますが、復興計画のところ、復興計画の策定の流れ等について整理いたしました。また、地震3. 3-1頁に書かれていますように、災害相談窓口を今回設置したということをご記載させていただきました。

次に、9番目の重点項目といたしまして、風水害編と水防計画の統合でございます。これは、風水害の1. 1-1頁を開いてください。これまでは、水防対策全般を規定した水防計画と、風水害時の災害対策本部設置までを規定した地域防災計画の風水害対策編が別々に存在し、重複する記載が多岐にわたっていました。そのため、地域防災計画風水害対策編（水防計画）というようにさせていただき、一つの計画にいたしました。このように、単純化、明確化を図ったことにより、水防準備体制から水防本部、災害対策本部設置に至る一連の流れを一つの計画の中で把握できるように改めたものでございます。

最後に10点目の重点項目といたしまして、放射線災害対策の充実というところでございます。事故1. 1-1頁をお開き下さい。これまでは、風水害対策編に風水害対策と大規模事故対策を記載していましたが、異なる対策を講じる必要があることから、大規模事故対策編というのを、風水害対策編から独立させていただいたところでございます。

次に、事故2. 1-2頁をご覧ください。放射性物質事故対策ということで、これまでは、放射線災害対策において、放射性物質を輸送中に市内で発生した事故だけを、今までの地域防災計画では想定していません。今回、東日本大震災の福島第一原発の

事故を受けまして、市外で放射性物質が、放出される事故が発生した場合の想定に基づく記載を追加いたしました。東日本大震災以降に実施してきた取組みを考慮した応急対策への記載を改めたところでございます。

以上10の重点項目についてご説明いたしましたが、この他に事故2.9-1から5頁までに、今年5月につくば市等で、大きな被害をもたらしました竜巻対策について、記載を行ったところでございます。また、計画全般にわたりまして、担当課、災害対策本部や水防本部の体制時においては、担当班の名前をこの枠外に明記いたしまして、当該項目の関係部署がどこなのかということがわかるように配慮いたしました。

以上、重点項目の改正点についてご説明いたしました。標記の仕方や表現の不十分な箇所等まだまだ幾つか見受けられるかと思いますが、最終校正までには全て整理して行きたいと思っております。そのような点も含めまして、お気づきの点がございましたら、ご意見と共に今月24日金曜日までに危機管理課までお寄せ頂ければと思っております。また、スケジュールの表についてお配りしていると思っておりますが、別紙の資料1をご覧ください。

今後のスケジュールということになります、8月16日、本日の防災会議の後、8月24日までにお寄せ頂きました意見や、お気づきの点を含めて改めてパブリックコメント用の案として、地域防災計画の次の案を修正案ということで作りまして、皆様にお送りしたいと思っております。併せてそのタイミングでこのパブリックコメント案につきまして、市議会議長にご報告させていただくことと、総務委員会のほうに報告させて頂く形になります。そのうち、10月1日から31日までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施させていただく形になって、11月下旬の防災会議までには、このパブリックコメントの御意見も含めた最終案をご報告させていただきます。

ご承認が頂ければ12月の市議会の中で地域防災計画の策定のご報告をさせて頂き、来年年明け早々には、市のホームページやポータルの上に公表して、冊子としての印刷物につきましては、年度末の3月までに冊子を作成し、配布する予定でございます。

このような形で進めさせて頂くつもりでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（市長）

はい、御苦労さまでした。

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆さま方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

なお、発言に際しましては、挙手をし、氏名をお願いいたします。

市議会建設委員長（松寄裕次）

今伺いました中で、回答様式がありますので、これはまた別途出そうと思っておりますが、この中で確認をさせて頂きたいのが、地震2. 7－19頁の避難所の運営のところ、避難所運営委員会を結成して、避難所の運営にあたる形になりますし、運営マニュアルもできたと思いますが、この避難所運営委員会というものが、発災した時のみ設置されるのか、それとも常設されていくものなのか、についての確認をさせて下さい。

事務局（危機管理課長）

今のご質問ですが、基本的には毎回、今年防災訓練からこの避難所運営訓練をさせて頂くことになって、地域で学校の施設管理者の方、地域の住民の皆さん、それから市の職員等が、この避難所運営委員会を作っていくための土台を、この訓練の中で身につけて頂きたいと思っております。今のご質問の様に、恒常的に委員会が設置されるという地区が出来るということであれば、それはそれで、また良いのかもしませんが、基本的には、災害発生時に、機能するような形になれば、どのような形でもそれは構わないと思っております。

一番いいのは、常日頃からこのような委員会が地域の中で運営されるような形が取ればいいのかなどは、考えておりますが、どのようなやり方をとらなければいけないという規定はしておりません。

市議会建設委員長（松寄裕次）

この運営委員会は、議会の中でも今まで議論が出てきたと思っておりますが、この周辺の町会、自治会等の団体や、学校、参集職員等が一堂に会して地域防災の諸問題について協議出来る、もしかしたらまた、これからは災害時要援護者に対する日常の対応であるとか、発災時は当然ですが、そのような物について、お互いの共通認識というか、協議ができる唯一の場所ではないかと思うのです。ですから、年1回の訓練では、訓練は訓練で終わってしまいますから、協議が出来るところではないと思っておりますので、なるべくこれは、常設していくことが必要なのではないかと思っております。今のお話では、常設していくことが望ましいのではないかというニュアンスが伝わってきましたが、その様なことについても、そういう方向性で行くという発信みたいなものはされて行くお考えがあるのかどうか確認したいと思っております。

事務局（危機管理課長）

折を通じて、機会がある毎にこの様なPRは続けていきたいと考えております。今でも様々な箇所ですら防災指導等行っておりますので、その様な場を通じましても、地域の皆さまの中に発信して行き 或いは、広報等で防災に関する記述をする際は、このような委員会を設置するような呼びかけというものも、機会を見てPRしてみたいと考えております。

船橋市自治連絡協議会長（清水光明）

私、三山に住んでいるんですが、避難所運営の前に、最近防災訓練に取り掛かる上で問題になったのは避難所そのものが役をしないのではないかとということがあるんです。と言いますのは、他には無いと思いますが、三山東小学校の体育館が3階にあるんです。その為にほとんどの人が上がれないんです。私自身も相当苦勞しながら上がるんですが、そういう場所で、出来ればすぐ近くに中学校の広い体育館があるのであそこに変えてくれないかという意見がかなりありまして、この間も市の班長が決まったので申し上げたんですが、今年は間に合わないと言うのがあったものですから、間に合わないのはしょうがないですが、いずれにしても避難所そのものの位置を再検討頂けないかと思っております。

事務局（危機管理課長）

ご指摘のありました三山東小学校の体育館は3階でございます。足の不自由な方や、お年寄り等については、体育館に避難するのは非常に大変だということは、私も存じ上げておりますが、避難所の指定をやめるというのでは無く、その様な方も避難できる場所として、お隣の三山中学校を避難訓練の会場として、考えておりますし、また、そちらの方に避難していただく体制は取りたいと思っております。三山東小学校につきましては、足が特に不自由ではない若い方ですとか、或いは、近くにある工場の従業員の方たちが帰宅困難になった場合の、一時的な避難場所という様な形や、色々な形の利用の仕方が考えられると思っておりますので、そういった形での避難所としては、残しておきますが、三山中学校の避難所ということについては、来年度から訓練会場として考慮したいと思っております。

議長（市長）

はい、その他ございますか。

市議会総務委員長（谷口昭夫）

具体的な想定として、地震4. 1-1、東海地震に係る周辺地域としての対応計画が取り上げられていますが、これは、大変具体的でよろしいと思いますが、関心ありますのが、東京湾北部と言いますか、この船橋市の位置付けから考えて、今後30年のうちに70%ぐらいの可能性があるとされている部分があるわけですが、それらに関して、対応を考えておられるのか、また、この第4章がそれらに順応できるのかお尋ねしたいと思います。

事務局（危機管理課長）

平成22年に作られましたカルテ、或いは、地域防災計画の前提条件となっておりますのが、総則1. 4-1頁に書かれております様に、先ほど申しました22年の防災カルテの結果に基づきまして、東京湾北部地震マグニチュード7. 3、震源の深さ17~33キロ、地震のタイプが関東直下型のマグニチュード7クラスの地震ということで、これが、この地域防災計画の元々の想定 of 災害ということで考えておりますので、これが、土台と考えて頂ければ結構だと思います、

市議会総務委員長（谷口昭夫）

緊急時の職員参集について、全職員が対象となっておりますが、特に震災時などは、職員も被災者である状況が考えられます。平日の出勤時であればよろしいですが、夜とか、土日とかいう場合ですと、この参集の度合いといいますか、何パーセントくらい集まれるものかとか、それが少ない場合はどうするかとか、それは考えておられますか。

事務局（危機管理課長）

災害の大きさ、どのくらいの被害が発生しているかといったところもございしますので、必ずしもどのくらいの参集状況になるかは、明確に想定出来るところではありませんが、参集できる職員は出来る限り速やかに参集場所に参集する、そして、いる職員の中で出来る対応を進めていくということしか、とりあえず今の時点では申し上げることができないかなと思います。

議長（市長）

はい、その他ございますか。

船橋市自治連絡協議会長（清水光明）

地震1. 1-11頁の、中学生の防災学習ですが、前から言っていることですが、大変いいことだと思いますが、ただですね、中学生が急に防災の事だけというわけにも行かないと思うので、この中に、書く、書かないというのではなく、日頃私のところでは、三山中学の生徒が、船橋をきれいにする日に大体200人くらいが、8つの地区から応援に来てくれたり、昨年は防災課の人や消防の方にご指導頂いて危険箇所を歩いて見て、マップを作ったりしました。普段の付き合いがないと、中々そうもいかないと思うので、これをどう直すということではないのですが、取り上げて頂いてありがたいので、遵守をしていただきたいと思います。

議長（市長）

はい、ありがとうございました。

その他ございますか。

無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。

地域防災計画の改定につきましては、皆様方から様々なご意見を頂きながら、今後、さらにパブリックコメントにて、広く市民の皆様のご意見を伺い、船橋市にふさわしい、より実効性の高い計画としてまいりますので、どうぞ、よろしくお願い致します。

それでは、進行を事務局へ戻します。

閉会（危機管理課課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

これをもちまして船橋市防災会議を終了いたします。

委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございました。

なお、先ほど課長から説明させていただきましたが、計画に対するご意見や、お気づきの点がございましたら、24日（金）までに、危機管理課までご連絡頂きますようお願いいたします。

以上でございます。

大変ありがとうございました。